

主催：富士商工会議所
後援：静岡県司法書士会富士支部

業務に関わる民法（債権法）改正 ～制定120年初めての大幅改正～



民法（債権法）は買い物などの契約に関するルールや、事件・事故があった場合の損害賠償に関するルールが定められている、生活の基本となる法律です。

民法は1896年に制定されてから約120年経ちましたが、その間に時代遅れとなってしまったルールや、重要なルールであるのに法律に書いていないものがありました。そこで、この民法が大幅改正され、2020年4月1日からルールが変わることになりました。

本セミナーでは司法書士という民法の専門家をお呼びし、会社業務に関係がある改正点や注意点などを説明していただきます。大幅改正により、業務の気を付けるべきところは把握しておりますか？取引・契約の際に不利にならないために是非お越しく下さい。お待ちしております。

1. 日時：令和2年 **12月1日(火)**
10:00～12:00
2. 会場：富士商工会議所
3. 定員：25名（先着順）
(定員超過の場合のみ事務局から連絡させていただきます。)
4. 受講料：会員 **無料**
5. 問合せ先：富士商工会議所 経営相談課
TEL：0545-52-0995



講師：司法書士
たしろ まさし
田代 昌嗣 氏

このような方に必見です!!

- 民法(債権法)について分からない。
- 民法改正の知識を知りたい。
- 業務で契約書を作成する。
- 業務への影響を知りたい。 etc

富士商工会議所・経営相談課 行 Fax：0545-52-9796



QRコードや会議所HPからもお申し込みできます。

12/1 開催 法律セミナー 受講申込書

事業所名				事業所TEL	
住所				事業所FAX	
役職名		氏名			
役職名		氏名			

※ご記入いただいた内容は本セミナーの運営管理にのみ利用いたします。

【お願い】来館中はマスクの着用を必ずしてください。
熱、咳などの症状がある方は受講を遠慮させていただくことがあります。
手消毒の実施など、当所の感染症対策にご協力ください。